

# 入院中の食費および光熱水費の負担額変更について

診療報酬の改定に伴い、令和8年6月1日から入院中の食費および光熱水費の負担額が変わります。

## 【食費：入院時食事療養費自己負担額】

### 1. 市町村民税課税世帯の方

69歳以下	70歳以上	令和8年5月まで	令和8年6月から
区分ア	現役並みⅢ	1食につき510円	1食につき550円
区分イ	現役並みⅡ		
区分ウ	現役並みⅠ		
区分エ	一般		

※特定医療（指定難病公費受給中）の方は下記の金額となります。

1食につき300円	1食につき330円
-----------	-----------

### 2. 市町村民税非課税世帯の方

- ① 過去1年間の入院期間が90日以内の場合（長期該当なし）
- ② 過去1年間の入院期間が91日以上の場合（長期該当あり）

	69歳以下	70歳以上	令和8年5月まで	令和8年6月から
①	区分オ	区分Ⅱ	1食につき240円	1食につき270円
②			1食につき190円	1食につき220円
		区分Ⅰ	1食につき140円	1食につき160円

※特定医療（指定難病公費受給中）の方などは下記の金額となります。

区分Ⅰ	1食につき110円	1食につき130円
-----	-----------	-----------

## 【光熱水費：入院時生活療養費自己負担額】

3階、4階に入院する65歳以上の方は下記の金額となります。

令和8年5月まで	令和8年6月から
1日につき370円	1日につき430円

※特定医療（指定難病公費受給中）の方は負担なし据え置き（0円）となります。

1日につき 0円	1日につき 0円
----------	----------